

カナダ刑事法及び被害者政策における 修復的司法の軌跡とその未来

——刑事司法制度における被害者政策としての
修復的司法の将来的発展には何が必要か？——

The Track and Future of Restorative Justice in the Canadian Criminal Law
and Victim Policy : What is Necessary for the Development of Restorative
Justice as the Victim Policy in the Criminal Justice System?

野 村 貴 光*

I. 信念と情熱によって始まった修復的司法に、未来はあるか？

修復的司法は、カナダの司法制度において既に約40年近くにわたり導入されてきた¹⁾。この点、カナダ司法制度における修復的司法の歴史は、1974年、オンタリオ州のエルミラという小さな町で、ある晩飲酒し、22個のさまざまな財物の器物損壊を行った2人の少年達の事件を契機として、その幕が上がることとなった。この事件を敷衍すると、事件後、これら2人の少年達は逮捕され、有罪と決定された。そして、本件において、判決前調査報告書を準備する責任を負ったのが、プロベイション・オフィサーたるマーク・ヤンツイ (Mark Yantzi) であった。ヤンツイは、革新的かつ意味ある量刑の示唆を得る目的から、司法に関する諸問題を議論するため不定期的に集会を開いていた地方の刑事司法のボランティア及び専門家で構

* 嘱託研究所員・法務省矯正研修所東京支所講師

1) Tomporowski, Barbara, Manon Buck, Catherine Bargen and Valarie Binder, "Reflections on the Past, Present, and Future of Restorative Justice in Canada," *Alberta Law Review*, Volume 48, No. 4, 2011, p. 816.

成されている非公式のグループに、本件を打診した。そこで、集会が開かれ、そこにおいて、ヤンツィは、コミュニティにとっての最良の道は、加害者を被害者に面会させることである、との自分の信念を打ち明けた。ここにおいて、本集会に参加していたコミュニティの構成員たるデイヴ・ワース(Dave Worth)は、熱心にヤンツィの信念に耳を傾け、ヤンツィがその信念と情熱を是非、裁判官に示すことを激励した。その結果、マコンネル(McConnel)裁判官は、2人の少年達に対し、ヤンツィ並びにワースと一緒に被害者に面会に行き、賠償(compensation)について交渉し、被害者が蒙った損害に関する報告書を持って来ることを命令した²⁾。そして、この試みが、現在、カナダをはじめとする欧米諸国において用いられている被害者・加害者間調停(victim-offender mediation)の誕生の契機となった³⁾。こうして被害者に焦点を当てることをその眼目とする修復的司法は、カナダ及び欧米諸国で本格的に展開されるに至ることとなった。

その後も修復的司法はその適用領域を拡大し、1996年、カナダにおいて、全国修復的司法週間(National Restorative Justice Week)がスタートし、現在、毎年11月の第3週目において少なくとも19の国々で祝賀されている⁴⁾。1999年には、第1回全国ロン・ウィーベ修復的司法賞(National Ron

2) Peachey, Dean E., "The Kitchener Experiment," in Wright, Martin and Burt Galaway, eds., *Mediation and Criminal Justice: Victims, Offenders and Community*, London: Sage Publications, 1989, pp. 14-15.

3) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 816.

4) Correctional Service of Canada, *Restorative Justice Week 2009: National Report*, Ottawa: Correctional Service of Canada, 2009, p. 3. この点、修復的司法週間は、カナダ矯正局(Correctional Service Canada: CSC)、カナダ矯正局教誨師部内の教誨師に関する異教徒問委員会(Interfaith Committee on Chaplaincy within CSC's Chaplaincy Division)、並びに、修復的司法及び紛争解決部(Restorative Justice and Dispute Resolution Division)が始めたものであり、修復的司法アプローチ並びに伝統的刑事司法制度における修復的司法アプローチの適用の影響及び達成を称えることが、目的である。また、修復的司法週間は、修復的司法に取り組むカナダ国民並びにコミュニティ組織及びカナダ刑事司法制度において修復的司法に取り組む実務家の榮譽を称えることも、目的となっている。こ

Wiebe Restorative Justice Award) が贈呈され、それ以来、この賞は毎年贈呈されている⁵⁾。さらには2012年現在、カナダでは刑事司法制度のみならず、教育制度から魚類及び野生生物という天然資源の保護及び管理というような領域に至るまで、さまざまな制度において修復的司法及びその諸原理が適用されるに至っている。

ここにおいて、このようなカナダの修復的司法の長足の進歩に鑑み、2010年における全国修復的司法週間のテーマが掲げる如く⁶⁾、修復的司法が過去に達成した偉業、修復的司法の現在の状態、そして、将来において修復的司法は那辺に向かっていくのか、ということを考察する意義が認められるのではないかと思われる。なぜならば、現在のカナダにおいては、

の修復的司法週間は、2010年現在、カナダ、英国、アイルランド共和国、アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランド、コンゴ民主共和国、フィジー、インド共和国、ジャマイカ、ケニア、オランダ、ナイジェリア、フィリピン共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、トリニダード・トバゴ、ザンビア、日本の、合計20か国において祝賀されている。なお、2011年度の修復的司法週間のテーマは、「司法の修正 (Re-visioning)」であった。その問題意識は、修復的司法が論じられる場合、通常、刑事司法制度に限定される傾向があるが、修復的司法は、刑事司法制度のみならず、ヘルス・ケア制度、教育制度等のあらゆる制度において適用されるべきではないかという点にあった。すなわち、全体論的視座からの修復的司法の探求が、本テーマの核心であった。

- 5) 全国ロン・ウィーベ修復的司法賞は、葛藤状態にある被害者、加害者、家族、隣人等に対し意思疎通及び癒しを実現する活動により、人間関係を修復する革新的な手法を提示したカナダ国民を表彰するものである。そして、この賞は、司法及び平和のためのサービスにおいて修復的司法の諸原理を形成する、すべてのカナダ国民に門戸が開放されている。なお、この賞は、1999年7月、癌で死去したファーデール及びエルボウ・レイク矯正施設 (Ferndale and Elbow Lake Correctional Institutions) の元所長、故ロン・ウィーベの栄誉を称えるために創設された。彼は、修復的司法に対して貢献し、献身した。なお、カナダ矯正局は2012年度全国ロン・ウィーベ修復的司法賞の推薦を、目下受付中である。
- 6) 2010年度全国修復的司法週間のテーマは、「過去、現在、及び、未来の熟考 (Reflexions Past, Present and Future)」であった。

この点の考察が、喫緊の課題とされているからである。また、とりわけ、被害者政策を刑事司法制度に積極的に導入する方向性にある我が国においては、カナダにおける修復的司法の過去、現在、並びに、未来を探求することは、被害者政策をはじめとする法政策の発展に寄与し得るものではないかとも解されるからである。

そこで、本稿においては、文献調査及び現地調査の学理的手法を用いつつ、刑事司法制度における被害者政策の更なる充実強化を図るための指針を得るという目的の下、カナダにおいて、過去から現在に至るまで連続と続いてきた修復的司法が、果たして、未来においても存在し続けることができるのか、という問題提起を行った上で、カナダにおける修復的司法の展開とその将来的展望とを探求することにした。

II. カナダにおいて修復的司法の概念及び定義は どのように理解されているのか？

カナダにおける修復的司法の過去、現在、未来を探求する出発点として、まず、カナダにおいて、修復的司法が、どのような概念として把握され、そして、どのように定義されているのかについて、検討することにした。

カナダにおける修復的司法は、1970年代において草の根運動として始まり、2012年現在、さまざまな諸原理及び諸政策を内包する社会運動にまで進化を遂げた。そして、修復的司法が内容的に豊富になるにつれて、修復的司法という概念をいかに理解し、定義するのか、という問題提起がなされるに至った。そこで、その問題に対しては、たくさんの定義が試みられ、その結果として、修復的司法の概念のさまざまなバリエーションが生み出されることとなった。しかしながら、未だに、修復的司法の諸原理、方法、視座の全てを包絡できる、満足のいく定義は、完全にはなされていない状況にあるものと評価されている⁷⁾。

ここで、修復的司法の概念及び定義についての欧米諸国における現状に

7) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 817.

鑑みると、修復的司法の概念は、一般的には、刑事司法制度における犯罪被害者の地位・役割を向上させ、被害者本人や被害を蒙ったコミュニティに対して直接説明する責任を加害者に課することに焦点を合わせたものであり、被害者と加害者の直接的な対話、加害者による被害者への被害弁償、犯罪予防、加害者との協働、被害者支援、より安全なコミュニティの創造等への、コミュニティの積極的参加の重要性を強調するものとして把握されているように思われる⁸⁾。そして、この概念から、修復的司法は、ミクロ・レベルにおいては、犯罪遂行時に惹起される法益侵害について、被害者への賠償を最優先事項として考慮し、そして、マクロ・レベルにおいては、より安全な地域社会を構築するという必要性を考慮して、犯罪対策を模索するものであり、そのためには、政府若しくは刑事司法が法秩序維持の責任を負い、コミュニティが平和の修復・維持の責任を負うことによって、政府とコミュニティが協働的・相補的役割を果たさねばならないとの帰結が導出されることになる⁹⁾。ここで、このような一般的理解においては、3つの基本的命題が存することが指摘されている。すなわち、第1に、司法は、我々に、犯罪によって損害を蒙った被害者、加害者及びコミュニティを修復するために働きかけることを要求するという命題、第2に、被害者、加害者及びコミュニティは、可能な限り早くかつ十分に、修復的司法システムに積極的に関与する機会を持つべきであるという命題、第3に、司法を促進するにあたって、政府は秩序を維持する責任を有し、地域社会は平和を確立する責任を有するという命題である。

そして、カナダにおいても、刑事司法制度における修復的司法に焦点が当てられる場合には、このような修復的司法概念の一般的理解が前提となつて、議論が進められているものと思われる。この点、例えば、サスカチュワン州司法長官のバーバラ・トンポロウスキー (Barbara Tomporowski) は、刑事司法制度における修復的司法を論ずる前提として、修復的司法を、犯罪によって直接的に影響を受けた利害関係者、すなわち、被害者、加害

8) 藤本哲也『犯罪学原論』日本加除出版(2003年)318頁。

9) 藤本・前掲書・319頁。

者及びコミュニティに対して、犯罪の余波におけるそれらのニーズを特定し、それに取り組む機会を提供して、加害者に行為責任を負わせつつ、犯罪によって惹起された侵害を修復することに焦点を当てる司法の1つのアプローチと定義しているのである¹⁰⁾。そして、この定義は、ソーシャル・インクルージョン、デモクラシー、責任、賠償(reparation)、安全、癒し、及び再統合という諸価値を強調するものとなっているのである¹¹⁾。

それ故に、カナダにおいても、刑事司法制度における被害者政策としての修復的司法に問題の射程が限定される限り、若干のニュアンスの相違は存するけれども、修復的司法の概念及び定義については、欧米諸国のそれと共通理解に到達しているものと解される。

III. カナダにおける修復的司法を生み出した母体は何か？

(1) 修復的司法の誕生に寄与した4つの政策

それでは、さらに遡及して、このような修復的司法の概念及び定義を生み出し、形成することに寄与した、修復的司法の母体ともいべきものは一体何なのであろうか。

ここにおいて、カナダにおける修復的司法の過去の歴史的事実に遡及する必要性が生じるものと思われる。なぜならば、カナダにおける修復的司法の概念及び定義は、そもそも、まず理論を前提に演繹的に導出されているのではなくして、刑事司法制度における被害者政策の実務慣行から、帰納的に導出されているものと解されるからである。

そこで、カナダにおける修復的司法を、歴史的視座において鑑みるとき、修復的司法の確立に寄与したものと解される、4つの政策が存在することが判明する。すなわち、第1に、被害者・加害者間調停、第2に、協

10) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 817.

11) Sharpe, Susan, "How Large Should the Restorative Justice 'Tent' Be," in Zehr, Howard and Barb Toews, eds., *Critical Issues in Restorative Justice*, Monsey, N.Y.:Criminal Justice Press, 2004, p. 19.

議会 (conferences), 第 3 に, サークル (circles), 第 4 に, 司法委員会 (justice committees) である¹²⁾。

(2) 被害者・加害者間調停

被害者・加害者間調停とは, 被害者と犯罪者という当事者双方間の対話を促進するものである。そこにおいては, 一方において被害者は, 犯罪が生活に及ぼした影響を洗いざらい述べ, 当該犯罪事件について, なかなか拭いきれない積年の疑問に対する回答を受け, 他方において加害者は, 自分の犯罪行為の説明を行う場へ参加する機会を与えられ, なぜ自分が当該犯罪を行ったのか, この犯罪が自分の生活にどのような影響を与えているのか等話し, 何らかの形の被害弁償を行うことによって, 被害者に償うことができる¹³⁾。

このような性質を有する被害者・加害者間調停は, 前述した如く, 1974 年においてその原型ともいべきプロベクション・オフィサーの判決前調査報告書による試みがなされたことに始まる。そして, この試みが被害者・加害者間調停の誕生の端緒となり, それ以降, コミュニティ及び宗教組織によって, 被害者・加害者間調停は, 発展していった。さらには, カナダにおいて始まった被害者・加害者間調停は, 諸外国に対しても影響を及ぼし, 現在, 多くの国々において, 被害者・加害者間調停は, 普及するに至っているのである。

(3) 協議会

協議会は, 元来ニュージーランドにおいて開始された政策であり, それ
が, カナダに導入されたものである。すなわち, 協議会は, 本来, 少年犯罪や学校内での非行に対処する上で, 警察や学校当局者及び保護観察官を支援するプロセスの 1 つで, ニュージーランドの先住民族たるマオリ族が用いる紛争解決のための伝統的な儀式に基づくものであり, 自らの罪を認

12) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 817.

13) 藤本・前掲書・331頁。

めている加害者を、被害者及び被害者の家族や友人、加害者の家族や友人等が出席する協議会へ参加させるという形式をとるもので、これがカナダを含む欧米諸国においても採用されたものである。協議会は、一般に、警察官や学校当局者等によってコーディネートされ、当該犯罪や犯罪が参加者全員に及ぼした影響について討議し、加害者がその犯罪行為によって惹起した加害を賠償するための計画を考案することに焦点を当てる。

なお、前述した被害者・加害者間調停と協議会との相違点は、前者が被害者と加害者の対話よりもむしろ被害弁償に重点を置くのに対し、後者は、被害弁償のみならず被害者と加害者との対話も同程度に重視する点が指摘できるであろう¹⁴⁾。

この点、カナダにおける協議会は、少年を対象とする場合、「家族集団協議会 (family group conferences)」と呼ばれ、成人を対象とする場合、「コミュニティ司法協議会 (community justice conferences)」と呼ばれ、カナダ連邦警察 (Royal Canadian Mounted Police) の教示に従う場合、「コミュニティ司法フォーラム (community justice forums)」と呼ばれる¹⁵⁾。

さらに、2002年において制定された少年刑事司法法 (Youth Criminal Justice Act)¹⁶⁾は、少年事件の場合には、協議会を積極的に使用すべき旨を定める。すなわち、この点、具体的には、少年刑事司法法19条1項は、少年司法裁判所裁判官、州の処遇管理官 (the provincial director)、警察官、治安判事、検察官、若しくはユース・ワーカー (a youth worker)¹⁷⁾は、本

14) 藤本・前掲書・331-332頁。

15) Tomporowski, Buck, Bargaen and Binder, op.cit., p.818.

16) なお、少年刑事司法法は、21世紀のカナダ少年刑事司法制度の根幹となるべき連邦法として構想され、2002年2月19日において、イギリス女王エリザベス2世 (Elizabeth II) の裁可を得て公布され、2003年から施行されている法律である。この点、丸山雅夫『カナダの少年司法』成文堂 (2006年) 297頁。

17) ユース・ワーカーは、少年刑事司法法第2条第1項において規定され、元来イギリスで誕生した制度であり、小集団活動を通じて、青少年の成長を指導する者を意味するものである。具体的な活動としては、青少年団体や地域の施設等において青少年の相談にのったり、青少年の自主的な活動を支援すること等

法の下においてなされることを要求される意思決定のために、協議会を招集し、若しくは招集しなければならないと規定し、そして、本法本条2項は、協議会の命令 (mandate) は、なかんずく、適切な裁判外の措置 (extrajudicial measures), 裁判時一時釈放 (judicial interim release)¹⁸⁾, 量刑審査を含む量刑, 及び、再統合計画に関するアドバイスを与えるものでなければならないと規定しているのである。

(4) サークル

サークルは、現在、「癒しのサークル (healing circles)」、 「平和構築サークル (peacemaking circles)」、並びに、「コミュニティ・サークル (community circles)」を始め、さまざまな名称のついたものが誕生している状態にある。これらのサークルは、通常、被害者並びに加害者のみに限られず、家族、コミュニティの構成員、司法関係者等の、幅広い層の人々が参加するために、被害者・加害者間調停や協議会よりも、大規模なものとなっている。

この点、「量刑サークル (sentencing circles)」が、その代表的なものとして挙げられるであろう。それは、適切な量刑を精密に言い渡すために、告発後、量刑前の段階において、裁判官によって招集されているサークルである。

また、加害者の釈放後のための「支援及び説明責任のサークル (Circles of Support and Accountability)」も存在する。これは、刑事司法機関による援助を受けて、コミュニティの構成員が、ソーシャル・インクルージョンされた危険な性犯罪者を指導し、監督するサークルとして活動するもので

が挙げられる。このようなユース・ワーカーの専門的技術は、青少年育成に携わる者として不可欠な要素となっているのである。

18) 裁判時一時釈放とは、裁判所の決定で誓約等により保釈された者には保護観察官の下への出頭、外出禁止等の保釈条件が付される場合があり、その場合、条件の履行、公判への出頭確保、所在不明防止等のため、保護観察官等により監督指導が実施される制度である。

ある。

(5) 司法委員会

司法委員会, なかんづく, 少年司法委員会 (youth justice committees) は, カナダにおいて普及している制度である。この点, 少年司法委員会の設置については, 少年刑事司法法は, 少年司法委員会という節を設けて規定する。すなわち, 少年刑事司法法第18条第1項は, カナダ連邦若しくは州の法務大臣, 又は州副知事が州参事会において任命することができるその他の大臣は, 本法の運用におけるあらゆる局面, 又は少年のためのあらゆるプログラム若しくはサービスにおいて援助するために, 少年司法委員会として知られる, 1あるいはそれ以上の市民の委員会を設置することができる」と規定している。そして, 少年刑事司法法18条2項は, 少年司法委員会の目的には, 以下の諸点を組み込まなければならないと規定する。すなわち, 少年刑事司法法18条2項a号は, 犯罪を行ったと主張されている少年事件の場合においては, 少年に関して使用される適切な裁判外の措置に関するアドバイスを与えること (少年刑事司法法18条2項a号(i)), 被害者の関心事を請願し, 及び被害者と少年の和解を促進することによって, 主張されている犯罪のあらゆる被害者を支援すること (少年刑事司法法18条2項a号(ii)), コミュニティ内部からのサービスの使用を準備し, 及びコミュニティの構成員の援助を得て短期の指導及び監督を供給することによって, コミュニティの支援が少年に利用可能になることを確実にすること (少年刑事司法法18条2項a号(iii)), 並びに, 少年がまた児童保護機関若しくはコミュニティ・グループによって処遇される場合においては, 少年刑事司法制度と当該機関若しくは当該グループの相互作用を調整することを助けること (少年刑事司法法18条2項a号(iv)) を, 少年司法委員会の目的としなければならないと規定する。またさらには, 少年刑事司法法18条2項b号は, 少年に権利を与え, 若しくは少年の保護を供給する本法の規定が遵守されているか否かについて, 連邦及び州の政府にアドバイスすることを, 少年刑事司法法18条2項c号は, 少年刑事司法制度に関係

する政策及び手続について、連邦及び州の政府にアドバイスすることを、少年刑事司法法18条2項d号は、本法及び少年刑事司法制度について、公衆に情報を供給することを、少年刑事司法法18条2項e号は、評議会として行為することを、少年刑事司法法18条2項f号は、委員会を設置する者によって割り当てられるその他の目的を、少年司法委員会の目的としなければならないことを規定している。

このように、司法委員会は、通例、司法に関するコミュニティの関心事を討論し、危機的状況に晒されている少年の非行及び犯罪の予防等に取り組み、犯罪防止及び公教育活動に日々従事するボランティアによって運営されているものなのである。

IV. 刑事法における修復的司法の法的根拠

(1) 修復的司法に法的根拠は存在するか？

ここまでにおいて、歴史学的視座において、修復的司法の母体ともいえるべき諸制度が明らかとなったけれども、連綿と続いてきたカナダ刑事司法制度における修復的司法は、現在、刑事法典（Criminal Code）及び少年刑事司法法に結実しているものといえよう。すなわち、カナダにおいては、刑事法典及び少年刑事司法法において、成人に対する代替措置（alternative measures）、並びに、少年に対する裁判外の措置が規定され、それらの規定に基づいて、刑事司法制度的に修復的司法が実践されているのである。そこで、この点について立ち入って検討することにしたい¹⁹⁾。

19) なお、刑事法典及び少年刑事司法法は、修復的司法に関する主要な連邦法であることには疑いの余地はないものと思われるけれども、なかんずく、先住民については、1992年矯正及び条件付き釈放法（Corrections and Conditional Release Act 1992）が、先住民の加害者に対する矯正的サービスの供給において、先住民のコミュニティに対して重要な役割を割り当てている。この点、具体的には、1992年矯正及び条件付き釈放法81条3項は、先住民の加害者が先住民のコミュニティのケア及び保護監督へと移送され得ることを規定する。さらに、1992年矯正及び条件付き釈放法84.1条b号は、先住民のコミュニティに対し、

(2) 刑事法典における修復的司法の法的根拠

刑事司法制度における修復的司法の法的根拠としては、まず、刑事法典の存在を指摘することができる。すなわち、刑事法典第716条、第717条、第718条に定められている代替措置に関する規定が、修復的司法の法的根拠となるものと解される。

なお、この点、これらの規定は、そもそも、リスクの低い加害者に対するダイバージョンを推進する目的から、ダイバージョンの法的枠組を整備するために立法化されたものであった。すなわち、これらの規定は、改正法案(Bill C-41)において立案された条文であって、それは、コミュニティ内における代替措置のための改正を目的としたものであり、そして、加害者の責任の意識を喚起し、加害者が被害者に対して賠償することを促進すること等のような、修復的司法の諸原理の沿った形での刑事法典の改正を目指すものであった。これが、「刑法(量刑)の一部を改正する法律並びにそれに伴うその他の法律の一部を改正する法律(Act to amend the Criminal Code(sentencing) and other Acts in consequence thereof)」であり、1996年において可決され、施行された法律である。そして、この法律は、一般に、量刑改革法と呼ばれている²⁰⁾。その結果、この量刑改革法によって、

先住民の加害者の釈放及び先住民のコミュニティへの統合のための計画を提供する機会を与える。なお、1992年矯正及び条件付き釈放法は、連邦の矯正制度の基本法であり、3条において、連邦矯正制度の目的として、犯罪者に対する安全で人間的な拘束及び監督を通じて、裁判所が科した刑を執行することにより、並びに、連邦刑務所内及び社会内における処遇プログラムを通じて犯罪者の改善更生及びその遵法的市民としての社会復帰を援助することにより、公正で平穩かつ安全な社会の維持に貢献することを掲げるものである。

- 20) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *op.cit.*, p.820. なお、量刑改革法の制定の直接的な契機は、1990年代前半の刑務所過剰収容問題の深刻化を背景とするダイバージョンの推進の必要性を指摘できる。そして当時の量刑の州間格差問題の解消を図る必要性もその制定の契機となった。この点、カナダでは犯罪地が那辺にあるかによって管轄裁判所(州裁判所)が異なり、諸州の裁判所の量刑実務が区々にわたっているため、量刑の州間格差が甚だしいとの問題がかねてから指摘され、既に1980年代末から量刑の州間格差を是正するための改革

刑事法典第716条及び第717条においては、公判前ダイバージョンとしての代替措置の制度が整備され、そして、第718条においては、量刑の一般的な原則を宣明する規定が設けられ、さらに、第742条以下においては、拘禁刑とプロベーションとの中間に位置する新たな量刑選択肢として、条件付き拘禁判決（conditional sentence of imprisonment）の制度が導入されるに至ったのである。

そこで、まず、刑事法典第716条及び第717条についてであるが、これらの条文は、公判前に、被告人を社会内での一定の処遇プログラムに参加させることを条件に、訴訟手続きから離脱させる措置を代替措置として規定したものである。すなわち、この点、具体的には、刑事法典第716条は、代替措置とは、刑事法典による司法手続以外の措置であって、犯罪を行ったとされる18歳以上の者を処理するために用いられる措置をいうものと定める。そして、刑事法典第717条第1項は、社会の保護と矛盾することなく、かつ、次の条件が充たされる場合においてのみ、犯罪を行ったとされる者を処理するため、代替措置を用いることができるとし、その「次の条件」として、第1に、当該措置が、司法長官若しくはその代理者により、又は州副総督の指定した者により認可された代替措置プログラムの1つであること（刑事法典第717条1項a号）、犯罪を行ったとされる者のニーズ並びに社会及び被害者の利益に照らし、代替措置が適当であると思料されること（刑事法典第717条1項b号）、その者が、代替措置について告知され、かつ、任意に当該措置への参加に同意していること（刑事法典第717条1項c号項）、その者が、代替措置への参加に同意をするに際し、弁護士依頼権の告知を受けていること（刑事法典第717条1項d号）、その者が行ったとされる犯罪の基礎たる行為について、その者が自己の責任を認めていること（刑事法典第717条1項e項）、当該犯罪について訴追を継続するための十分な証拠が存すると司法長官又はその代理者において判断していること（刑事法典第717条1項f号）、当該犯罪の起訴条件が法律上完備され

論議がカナダ政府部内で進められ、刑事立法における懸案となっていた。

ていること(刑事法典第717条1項e号)を定める。また、刑事法典第717条2項は、代替措置は、犯罪を行ったとされる者が、犯罪の実行への参加又は関与を否定している場合(刑事法典第717条2項a号)、あるいは、自己に対する起訴内容を裁判所で審判してほしい旨の希望を表明している場合(刑事法典第717条2項b号)のいずれかの場合に該当するときは、これを用いてはならないものとする。さらには、刑事法典第717条4項は、犯罪を行ったとされる者に対する代替措置の利用は、その者に対する本法に基づく訴訟手続きを妨げるものではないとも規定する。

ただし、これらの規定は、公判前ダイバージョンを実施する場合における手続の大綱を定めているに過ぎないので、実際の運用に当たっては、これらを敷衍した細目的指針が必要となってくる。そこで、連邦においては、連邦法務省(Department of Justice)が、連邦検察官による訴追事件における公判前ダイバージョンの適用に関し、連邦ダイバージョン政策ガイドライン(Federal Diversion Policy Guidelines)を、1997年に制定した。この点、具体的には、公判前ダイバージョンを適用するに際しては、被害者、捜査当局、利害関係者等と適切に協議することや、公判前ダイバージョンに係るプログラムには、州司法長官が承認したプログラム、社会奉仕活動、損害賠償又は補償、専門的なプログラムへの参加等が組み込まれていなければならないこと等が定められている。また、州レベルにおいても、サスカチュワン州を例に挙げると、公判前ダイバージョンに係るプログラムにおいて、損害賠償又は補償、被害者に対する奉仕活動、社会奉仕活動、被害者・加害者間調停、慈善事業への寄付等が、細目的指針において組み込まれているのである。さらには、刑事法典第717条について、所定の処遇プログラムが、当該法域において認可されたプログラムとして予め用意されていることが条件とされている(刑事法典第717条1項a号)ことから明らかなように、刑事法典第717条は、公判前ダイバージョンを実施し得る法的根拠を設けたに過ぎず、実際に当該条項に基づいて具体的な公判前ダイバージョンを開発・運用するか否かは、各法域の責任に委ねられ

ている²¹⁾。したがって、刑事法典第716条及び第717条は、修復的司法の根拠規定であると解される。

次に、刑事法典第718条についてであるが、第718条は、量刑の基本的な目的は、犯罪予防活動と相まって、次に掲げる1以上の目標を有する公正な制裁を課すことにより、違法的で公正・平穩・安全な社会の維持に寄与することにあるとし、その「次に掲げる1以上の目標」として、不法な行為を非難すること（刑事法典第718条 a 号）、犯罪者その他の者が犯罪を行うことを抑止すること（刑事法典第718条 b 号）、必要な場合には、犯罪者を社会から隔離すること（刑事法典第718条 c 号）、犯罪者の社会復帰を支援すること（刑事法典第718条 d 号）、被害者又は社会が受けた被害について、償いをもたらすこと（刑事法典第718条 e 号）、犯罪者に責任感を涵養させ、被害者又は社会が受けた被害についての認識を助長すること（刑事法典第718条 f 号）を規定する。この点、本条 e 号の被害者又は社会が受けた被害について償いをもたらすという文言からは、修復的司法の原理を承認するものであるとの解釈が導出され得るのではないかと思われる²²⁾。そして、718.2条は、裁判所は、刑を科する際、当該事情下において妥当であるならば、拘禁刑以外の全ての制裁の余地を、全ての犯罪者について検討すべきであり、なかんずく、先住民の犯罪者の事情に配慮すべきであると規定する。この規定は、コミュニティ内における代替措置、並びに、先住民的司法プログラムの根拠規定ともなるべきものであって、先住民のコミュニティにとっては、重要な規定となっていることが指摘されて

21) 2004年現在、公判前ダイバージョンは連邦、プリンス・エドワード・アイランド州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州、ケベック州、マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、ユーコン準州で運用されている。

22) なお、刑事法典第718条 a 号の「非難」、b 号の「抑止」、d 号の「社会復帰」という文言からは、刑法理論における相対的応報刑論あるいは目的刑論が、本法律における刑罰の基礎理論となっているのではないかとの解釈が導出されるように思われる。

いる²³⁾。この点、カナダ連邦最高裁判所は、1999年の R.v.Gladue 事件において、刑事法典第718.2条は、カナダ刑法史上において初めての量刑の諸原則を法典化するという重大な改革を印した分岐点であると述べた上で、拘禁刑の過度の使用という問題は、これまで何度も公に周知されながらも、議会が組織的に取り組まなかった問題であり、近年、諸外国と比較して、カナダの拘禁率は危機的に上昇しており、刑事法典第23編、なかんずく第718.2条 e号において具体化された1996年の量刑改革は、刑事制裁として刑務所を過度に使用してきたことに対する反動として理解されなければならないと判示し、拘禁刑への過度の依存という従前の量刑実務からの脱却を促進するものとして、刑事法典第718.2条 e号の意義を高く評価し、そして、修復的司法の原則を支持するに至っているのである²⁴⁾。それ故に、刑事法典第718条もまた、修復的司法の根拠規定であると解される。

(3) 少年刑事司法法における修復的司法の法的根拠

少年刑事司法法における修復的司法の法的根拠としては、少年刑事司法法第3条、第5条、第10条、第18条の規定を指摘することができるものと思われる。

そこで、まず、少年刑事司法法第3条は、その1項において、本法においては、以下の諸原理が適用されることを定める。すなわち、第1に、長期間にわたる公衆の保護を促進する目的から、少年刑事司法制度は、少年の犯罪行為の裏に潜む環境に取り組むことによって犯罪を予防すること(少年刑事司法法第3条1項 a号(i))、犯罪を行う少年を社会復帰させ少年を社会の中へ再統合させること(少年刑事司法法第3条1項 a号(ii))、少年が自己の犯罪を理由として意味のある結果を受けることを確保すること(少年刑事司法法第3条1項 a号(iii))を目的とするものでなくてはならないという原理である。そして、第2に、少年のための刑事司法制度は、成人のための刑事司法制度とは区分されなければならない、そして、以下の諸

23) Tomporowski, Buck, Bargaen and Binder, op. cit., p. 820.

24) Tomporowski, Buck, Bargaen and Binder, ibid., p. 820.

点,すなわち,社会復帰並びに再統合(少年刑事司法法第3条1項b号(i)),少年の依存性の高さ及び成熟性の低さのレベルに一致する公正かつ比例した説明責任(少年刑事司法法第3条1項b号(ii)),少年が公正に処遇され,そしてプライバシー権を含む少年の諸権利が保障されることを確保するための促進された手続的保障(少年刑事司法法第3条1項b号(iii)),少年の時間の認識を考慮して,本法を執行する責任者の行為の敏速性かつ迅速性(少年刑事司法法第3条1項b号(i))を,強調しなければならないという原理である。さらに,第3に,公正かつ比例した説明責任の範囲内において,犯罪を行った少年に対してとられる措置は,社会的な諸価値の尊重を強化し(少年刑事司法法第3条1項c号(i)),被害者並びにコミュニティに対して惹起された侵害の修復を奨励し(少年刑事司法法第3条1項c号(ii)),少年のニーズ及び発達レベルを考慮して個々の少年にとって意味あるようにし,適切な場合においては,両親,さらには親族,コミュニティ,並びに少年の社会復帰及び再統合に関する社会的機関若しくはその他の機関を取り込み(少年刑事司法法第3条1項c号(iii)),ジェンダー,民族,文化,並びに言語の違いを尊重し,先住民の少年,並びに特殊な需要を持つ少年のニーズに応答すべきであるという原理である。またさらには,第4に,特別な考慮が,少年手続については配慮されるという原理であり,なかんずく,少年には,諸権利,並びに,一連の手続における告知・聴聞の権利及び犯罪訴追の決定以外の少年に影響する決定に至る手続に参与する権利のような,少年自身の権利における諸自由があり,そして,少年は,自分の諸権利及び諸自由を特別に保障され(少年刑事司法法第3条1項d号(i)),被害者は,丁重に,共感を持って,被害者の尊厳及びプライバシーを尊重して処遇され,そして,少年刑事司法制度において被害者が取り込まれる結果として,被害者が蒙る迷惑は,最小限にとどめられるべきであり(少年刑事司法法第3条1項d号(ii)),被害者には,手続の進行についての情報を提供され,そして,関与し,聴聞を受ける機会が与えられるべきであり(少年刑事司法法第3条1項d号(iii)),そして,両親は,自分達の子どもを取り込んでいる措置若しくは手続の進行についての情報

を提供されるべきであり、そして、自分達の子どもが、自分の犯罪行為に本気で反省して取り組むことにおいて、自分達の子どもを支援することを奨励されるべきである(少年刑事司法法第3条1項d号(iv))という原理である。つまり、本条は、少年が自分の惹起した侵害を修復し、被害者、家族、及びコミュニティに対して少年刑事司法制度に関与する機会を与える立法趣旨であり、したがって、本条は、正しく、修復的司法の諸原理を、具体的に提示する規定になっているものと解され、それ故に、修復的司法の根拠規定であると解されるのである。

次に、少年刑事司法法5条は、裁判外の措置は、裁判上の措置の範囲外において、犯罪行為に対する効果的かつ時宜に応じた応答を提供し(少年刑事司法法第5条a号)、少年が、被害者並びにコミュニティに対して惹起された侵害を認め、そして修復することを奨励し(少年刑事司法法第5条b号)、少年の両親、もし適切な場合にはさらに範囲を広げた親族及びコミュニティが、裁判外の措置の計画及び履行に加えられることを奨励し(少年刑事司法法第5条c号)、被害者が、選択された措置に関係する決定に参加し、賠償を受ける機会を提供し(少年刑事司法法第5条d号)、少年の諸権利並びに諸自由を尊重し、そして、犯罪の重大性に比例するように(少年刑事司法法第5条e号)、計画されるべきであると規定する。つまり、本条は、少年の権利と自由を尊重した上で、被害者、家族、そしてコミュニティの関与の下に、被害者並びにコミュニティが蒙った被害を少年に認識させ、被害回復の努力を促すとともに、被害者に被害回復の機会を与えるものとして構成されている。したがって、本条も、修復的司法の諸原理を規定するものであると解され、それ故に、本条も、修復的司法の根拠規定であると解される。

さらに、少年刑事司法法10条1項は、犯罪の重大性、少年によって行われた前科の数、若しくは、その他の劣悪な環境を考慮して、少年刑事司法法6条、7条、及び8条において規定されている注意、警告、並びに委託によっては、少年が適切に処遇され得ない場合に限って、犯罪を行ったと主張されている少年を処遇するために、裁判外の制裁が使用されるべきこ

とを規定する。そして、少年刑事司法法10条2項は、裁判外の制裁が、司法大臣によって許可され、または、州参事会の副知事によって任命された者若しくはそれらの者のグループの1人によって許可されるべき制裁のプログラムの一部をなしており（少年刑事司法法第10条2項a号）、裁判外の制裁を適用するか否かを考慮する者が、少年のニーズと社会の利益とを較量した上で、裁判外の制裁が適切であると確信し（少年刑事司法法第5条b号）、少年が、裁判外の制裁について告知された上で、裁判外の制裁を課されることを完全かつ自由に同意しており（少年刑事司法法第5条c号）、少年が、裁判外の制裁を課されることに同意する前に、弁護士依頼権についてアドバイスを受け、そして、弁護士と相談するための合理的な機会を与えられており（少年刑事司法法第5条d号）、少年が、自分が行ってしまったと主張されている犯罪の根拠を形成する作為若しくは不作為の責任を容認しており（少年刑事司法法第5条e号）、司法大臣の意見において、犯罪訴追の訴訟手続を取るための十分な証拠が存在し（少年刑事司法法第5条f号）、犯罪訴追が、全く法律で障害されていない（少年刑事司法法第5条g号）場合にのみ、裁判外の制裁は使用されるべきであると規定する。ただし、少年刑事司法法10条3項は、裁判外の制裁は、犯罪に関する委員会への参加あるいは包絡を拒絶している少年（少年刑事司法法第10条3項a号）、又は、少年司法裁判所によって告発を処理してもらいたいとの希望を示している少年（少年刑事司法法第10条3項b号）に関しては、使用されてはならないと規定する。なお、少年刑事司法法11条は、少年が裁判外の制裁によって処遇される場合においては、制裁が使用されるプログラムを運営する者は、少年の親に対して、制裁について告知すべしと規定する。そして、少年刑事司法法12条は、少年が裁判外の制裁によって処遇される場合においては、警察官、司法長官、州の処遇管理官若しくは被害者に対する援助を提供するために州によって設立されているあらゆる組織は、少年の身元、並びに、いかにして犯罪が処理されているのかについて、請求があり次第、被害者に報告すべしと規定する。そして、裁判外の制裁の具体的プログラムは、州に委ねられており、ここにおいて、

調停若しくは和解等の、修復的司法が行われることになるのである(少年刑事司法法第157条a号)。それ故に、少年刑事司法法10条もまた、修復的司法の根拠規定となるものと解される。

またさらに、少年刑事司法法18条も、前述した如く少年司法委員会について規定し、そこでは修復的司法が行われ、それ故、修復的司法の根拠規定となると解される。

V. カナダにおける修復的司法の具体的展開

(1) カナダ修復的司法の20世紀から21世紀にかけての軌跡

カナダにおいて、20世紀中盤、すなわち1974年、法の運用者の信念と情熱によって始まった修復的司法は、その後も、コミュニティ及び宗教団体の努力で順調に進化した。

この点、修復的司法は、国政の場面において、司法及び連邦警察司法に関する連邦下院常任委員会(House of Commons Standing Committee on Justice and Solicitor General)によっても取り上げられるに至った。すなわち、カナダにおける死刑復活の是非に関する1987年の議会の会期中、当該常任委員会は、量刑及び連邦矯正に関連する諸問題の包括的な調査に着手することを決議し、連邦政府は刑事司法プロセスの全段階において被害者・加害者間調停をカナダ全土に拡大することを援助すること、刑事法典における量刑の諸原理は、修復的司法の諸原理に一致するように制度設計されるべきことを、当該常任委員会は勧告した。この勧告は、前述の刑事法典の改正法案(Bill C-41)に対して貢献した²⁵⁾。

その後、20世紀終盤、すなわち、1990年代において、修復的司法は、顕著な進化を見せた。この点、具体的には、まず、1991年、司法省は、司法において先住民のコミュニティを積極的に関与させ、先住民のコミュニ

25) *Taking Responsibility: Report of the Standing Committee on Justice and Solicitor General on its Review of Sentencing, Conditional Release and Related Aspects of Corrections*, Ottawa: Supply and Services Canada, 1988, pp. 97-98.

ティにおける犯罪率及び被害化率を減少させるための、先住民的司法イニシアティブ試験的プログラム（Aboriginal Justice Initiatives Pilot Program）を制定した。それは、現在においては、先住民的司法戦略（Aboriginal Justice Strategy）と呼ばれており、連邦と州及び準州との修復的司法の運営に関する費用分担の根拠となっている。そして、2007年から2008年においては、先住民的司法戦略は、連邦政府との規約下にある先住民集団たるファースト・ネイション、イヌイット族、フランス系白人とアメリカ原住民との間に生まれた子孫たるメイティス（Métis）等の、カナダ全土に存在する400以上もの先住民のコミュニティにおいて、113のコミュニティ内プログラムを支援するものとなった。このような先住民的司法戦略は、修復的司法の諸原理と一致する先住民的司法プログラムの進化を支援することにおいて、重要な役割を演じている²⁶⁾。次に、1992年においては、量刑サークルがユーコン準州において行われるに至った。そして、1995年には、第1回全国修復的司法シンポジウムが開催された。また、1996年には、全国修復的司法週間が始まった。それから、1997年には、カナダ連邦警察が、コミュニティ司法フォーラムを発展させるために、警察官の訓練を開始し、多くの州及び準州の犯罪及び非行における修復的司法の使用を援助した。さらに、1999年には、第1回全国ロン・ウィーベ修復的司法賞が贈呈されるに至ったのである²⁷⁾。

21世紀に入り、2002年には、前述の少年刑事司法法が公布され、裁判外の措置、裁判外の制裁、協議会、並びに少年司法委員会等の、修復的司法の諸原理を具体化した諸政策が展開されるに至った。また、2000年²⁸⁾、カナダは、犯罪予防及び刑事司法に関する国連委員会に対し、「犯罪問題における修復的司法プログラムの使用に関する基本原理（Basic principles on the use of restorative justice programmes in criminal matters）」を提出し、これは2002年、国連経済社会会議並びに国連総会によって採択され、それ

26) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 821.

27) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, ibid., p. 821.

28) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, ibid., p. 822.

は、2003年、「犯罪問題における修復的司法の諸価値及び諸原理 (Values and Principles of Restorative Justice in Criminal Matters)」及び「修復的司法プログラムガイドライン (Restorative Justice Program Guidelines)」と題されたカナダ修復的司法の公文書の進化を導いた。

このような20世紀から21世紀にかけての歴史学的事実に鑑み、修復的司法は、現在、カナダ全土で程度の差はあれ展開されているものと評価することができよう。

ここにおいて、カナダ全土における修復的司法の展開を概観することには意義が認められるであろう。そこで、この点について、カナダ東部の州から順に、検討しておくことにしたい。なお、カナダは、10州及び3準州から構成される連邦国家である。

(2) ニュー・ブランズウィック州

カナダの大西洋岸の諸州の1つ、カナダ南東部のニュー・ブランズウィック州は、修復的司法のための法的枠組みを発展させつつある状態である。そして、修復的司法プログラムは、先住民のコミュニティにおいて、長期間にわたって使用されている様子である²⁹⁾。

(3) ニュー・ファンドランド州

カナダ北東部のニュー・ファンドランド州では、カナダ連邦警察が、なかんずくラブラドルにおいて、コミュニティ司法フォーラムの積極的導入に力を入れている様子である³⁰⁾。

(4) プリンズ・エドワード・アイランド州

カナダ南東部のプリンズ・エドワード・アイランド州においては、代替措置並びに裁判外の制裁において、積極的に修復的司法の諸原理を具体化

29) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 822.

30) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 823.

カナダ刑事法及び被害者政策における修復的司法の軌跡とその未来
した諸政策が展開されている³¹⁾。

(5) ノヴァ・スコシア州

カナダ南東部のノヴァ・スコシア州は、平均して1年につき、1,600人の少年の事件において、包括的修復的司法戦略を提供している様子である。なお、本州における修復的司法の発展及び履行については、コミュニティ大学研究連合（Community University Reserch Alliance）が研究に着手している³²⁾。

(6) ケベック州

カナダ東部のケベック州当局によれば、毎年、ケベック州においては、全少年事件の内の35%が、修復的司法によって処理されているとのことである。そして本州は、代替措置プログラム、コミュニティ司法プログラム、先住民的司法プログラム、並びにコミュニティ司法委員会を支援している様子である。この点、本州では、犯罪及び非行の問題に対し、被害者・加害者間調停、並びに、サークルが、積極的に使用されているとの指摘がある³³⁾。

(7) オンタリオ州

カナダ南部のオンタリオ州においては、少年司法委員会が、57の裁判所の管轄において設置され、そして、13の機関が、少年のための修復的司法プログラムを提供するための財政援助金を受けている。さらに、カナダの首都オタワにおける共同司法計画（Collaborative Justice Project in Ottawa）は、被害者に対して、重大犯罪を含むさまざまな事件において、修復的司法サービスを提供している様子である³⁴⁾。

31) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 823.

32) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 823.

33) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 823.

34) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 823.

(8) マニトバ州

カナダ南部のマニトバ州においては、修復的解決プログラム (Restorative Resolutions Program) が、被害者・加害者間調停を提供し、そして、成人の加害者のための量刑計画を提供している。また本州には、修復的司法と接続する、54の司法委員会並びに幾つかの先住民的司法計画が存在する。この点、例えば、ホロウ・ウォーターにおけるコミュニティの全体的視野からのサークルの癒し計画 (Community Holistic Circle Healing Project in Hollow Water) が挙げられ、それは、性的虐待に対処するために、サークルを使用し、修復的司法の諸原理を適用しているものであり、最も優秀な修復的司法と評価されている³⁵⁾。

(9) サスカチュワン州

カナダ南西部のサスカチュワン州は、修復的司法によって殆どの成人並びに少年の刑事事件を処理している。すなわち修復的司法が殆どの犯罪に対して使用され、毎年6,000人に至るまで、修復的司法によって処理されている。そして本州は、調停人、並びに、コミュニティ司法ワーカーのための包括的訓練プログラムを支援してもいる。さらに、重大な暴力犯罪を修復的司法によって処理するため、州都リジャイナ代替措置プログラム (Regina Alternative Measures Program) 及び本州中部の都市サスカトゥーン・コミュニティ調停サービス (Saskatoon Community Mediation Services) が設計されるに至っている³⁶⁾。

(10) アルバータ州

カナダ南西部のアルバータ州には、126の少年司法委員会及び幾つかの修復的司法機関が存在する。本州は、アレクシス修復的司法裁判所 (Alexis

35) Native Counselling Services of Alberta, *A Cost-Benefit Analysis of Hollow Water's Community Holistic Circle Healing Process*, Ottawa: Solicitor General of Canada, 2001, p. 24.

36) Tomporowski, Buck, Bargaen and Binder, op. cit., p. 823.

Restorative Justice Court) と呼ばれるモデルを使用し、それは修復的司法の諸原理に従って運営され、治療、コミュニティの関与、犯罪に対する総合的対応に焦点を当てる政策を採用する。そして、州都エドモントン警察サービス及びアルバータ葛藤変容協会 (Alberta Conflict Transformation Society) との間の革新的な協力体制も存在し、その協力の下、アルバータ葛藤変容協会は、エドモントンの警察官の行為についての苦情を含むさまざまな事件を解決している³⁷⁾。

(11) ブリティッシュ・コロンビア州

カナダ南西部太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア州には、約80のコミュニティ内修復的司法グループ若しくはプログラムが存在し、「少年司法協議会専門家 (Youth Justice Conferencing Specialists)」として活動する10人のプロベイション・オフィサーが存在している。そして、本州は、コミュニティ説明責任プログラム (Community Accountability Programs) によって、告発前において広範に修復的司法を使用しており、2007年から2008年までにおいて、約1,600件の犯罪 (その殆どが財産犯) を処理した³⁸⁾。さらには、謀殺、強盗、強姦のような重大な暴力犯罪に取り組むための修復的司法プログラムの使用は、本州南西部の都市ラングリーのコミュニティ司法イニシアティヴ協会 (Community Justice Initiatives Association) によって、着手されるに至っている。

(12) ヌナヴァット準州

ヌナヴァット準州当局による情報によれば、本準州のコミュニティは、伝統的なイヌイット族の法を、カウンセリング並びに被害者・加害者間調停に導入しているとのことである。そして、それらのコミュニティは、犯

37) Tomporowski, Buck, Bargaen and Binder, *ibid.*, pp. 823-824.

38) Ministry of Public Safety and Solicitor General, *Victim Services and Crime Prevention Division: Activity Report Spring 2007-Summer 2008*, Vancouver: Ministry of Public Safety and Solicitor General, 2008, p. 17.

罪予防に焦点を当て、癒しによって、被害者及び加害者を援助している様子である³⁹⁾。

(13) ノースウェスト準州

カナダ北部の連邦直轄地であるノースウェスト準州政府によって提供されているコミュニティ司法の統計によれば、2007年から2008年において、本準州の人口の15%が、コミュニティ司法委員会ミーティング等を含む修復的司法に関与した。そして、本州は、コミュニティ司法委員会、被害者サービス及びカナダ連邦警察との間の修復的司法習得のためのクロス・トレーニングを重視している様子である⁴⁰⁾。

(14) ユーコン準州

ユーコン準州の保健及び社会サービス省 (Department of Health and Social Services) は、少年司法修復的コミュニティ協議会プログラム (Youth Justice Restorative Community Conference Program) を運営している。本プログラムは、少年刑事司法法の下において、協議会サービスを提供し、修復的司法の諸原理、実務慣行等の促進のために、コミュニティに対してサービスを提供する。本準州の司法省は、被害者、加害者、家族並びにコミュニティに対するサービスを統合することに尽力している。本準州は、2011年、犯罪被害者法 (Victims of Crime Act) も公布した。本準州の司法省は、さまざまな計画及びアプロウチによるコミュニティの能力開発に取り組み、そして、8つのコミュニティのコミュニティ司法委員会及び計画を支援している⁴¹⁾。

(15) カナダ連邦政府

連邦政府もカナダにおける修復的司法において重要な貢献をしている。

39) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 824.

40) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, ibid., p. 824.

41) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, ibid., p. 824.

すなわち、先住民的司法戦略を支援している。そして司法省は、修復的司法に関連する行政的及び政策的諸問題を検討する政府官吏で構成される修復的司法に関する連邦＝州＝準州専門調査委員会の共同議長である。また司法省は、被害者問題のための政策センター（Policy Centre for Victim Issues）を運営し、被害者支援のための政策の進化を支援している。

そして、カナダ矯正局（Correctional Service of Canada）は、全国修復的司法週間、全国ロン・ウィーベ修復的司法賞、修復的機会プログラム（Restorative Opportunities Program）の支援を通じて、修復的司法の進化に対して貢献してきた。なお、修復的機会プログラムとは、連邦裁判所において有罪判決を受けた加害者等の事件において、カナダ全土の判決後の段階の被害者・加害者間調停を提供するものである。

また、連邦公共安全省（Public Safety Canada）は、修復的司法についての研究を行い、支援および説明責任のサークルのための全国示威運動プロジェクトをも支援し、5年以上にわたって7,400万ドルの財政援助を行う予定である⁴²⁾。

VII. カナダにおける修復的司法に必要とされるもの

(1) 全修復的司法プログラムにおける被害者の権利保障の必要性

こうして現在、修復的司法はカナダ全土で進化し、成熟期を迎えていると評価できよう。しかしながら、修復的司法の発達を阻害する幾つかの障碍も存する。そこで、カナダの修復的司法の未来のためにも、克服すべき障碍について検討することにした。

ここで、まず何よりも、修復的司法はそもそも加害者が被害者に謝罪、賠償し、被害者の諸権利が回復されることが核となる刑事政策であることが念頭に置かれねばならない。このような基本的視座に鑑み、修復的司法は、可能な限り、あらゆる犯罪被害者を救済し、被害者の権利保障を貫徹

42) Carrara, Maristela, "CCJC's Vision of Healing through CoSA," *CoSA-Ottawa Chronicle*1:3, August, 2010, p. 1.

できるように制度設計されることが望ましい。それ故に、さまざまな犯罪類型に対する修復的司法の射程範囲並びにその限界が研究されなくてはならないであろう。この点、強姦及びドメスティック・バイオレンス等のジェンダーの力学が作用する犯罪における修復的司法の適用可能性に対して、常に関心が集中している。なぜならば、このような犯罪類型においては、被害者と加害者の対話が困難であるとの経験的予測が存するからである。しかしながら、このような犯罪類型こそ、むしろ被害者の権利救済の必要性が高いとも思われる。また、もし救済に失敗する犯罪類型の被害者が存在するとすれば、法の下での平等に反する結果ともなろう。それ故にこのような犯罪類型に対しても、修復的司法プログラムは、被害者のニーズ、被害者の安全、再被害化のリスク等、被害者の置かれている立場に対して細心の注意を払いつつ、設計される必要があるものと思われる。そして、その制度設計に際しては、被害者支援組織並びに女性擁護組織との共同研究が有益な示唆を与え得ると思われる⁴³⁾。

(2) 財政援助の必要性

カナダにおける修復的司法に取り組む実務家によって、常に認識されてきた問題として、政府による財政援助金の不足若しくは欠如が存し、これが修復的司法の発達を阻害する原因の1つであるということが指摘されている。この点、国家の財政政策は複雑であろうが、金銭問題によって被害者の救済、ひいては加害者及びコミュニティの権利回復が不十分なものとなり、平和が構築されなくなるということは、カナダにとって国家的な損失となることを考えると、可能な限り、政府による財政援助は遂行される必要性があるであろう⁴⁴⁾。

(3) 包括的な全国的データ収集の必要性

修復的司法についての包括的な国家的データ収集の欠如も、カナダにお

43) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, op. cit., p. 828.

44) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, ibid., p. 826.

ける修復的司法の発達を阻害する原因の1つとなっている。この点、何年間にもわたって修復的司法についてのデータを収集管理している州及び準州もあれば、未だに着手していないに等しい州及び準州もあることが指摘されている。また、データが収集されているとしても、修復的司法についての基本的な定義及び収集されている情報の種類が統一されておらず、データの比較検討ができない場合も多々あることも指摘されている。したがって、カナダ全土における修復的司法プログラムの数、修復的司法プログラムによって処理されている事件数、修復的司法プログラムによってもたらされる成果等について、未だに明確に判明してはいない状態にある。そして、このような不明瞭な状態によって、政府による財政援助金がどの程度必要であるのか等の予算が立てられなくなるとの結果がもたらされているのである。それ故に、修復的司法理論及びプログラムの研究の進展並びに政府による財政援助金の拡充のためにも、包括的な全国的データ収集の必要性が指摘されているのである⁴⁵⁾。

(4) 修復的司法による刑事事件の処理件数の増加の必要性

カナダにおける修復的司法に携わる実務家の多くは、刑事法典及び少年刑事司法法の規定にある代替措置若しくは裁判外の措置等の規定によって、修復的司法で処理される事件数及び犯罪類型を増加させたいと考えているということが指摘されている。それにも拘わらず、修復的司法のデータ不足のために、修復的司法のメリット及びデメリットが不明瞭となっている結果として、刑事司法制度における修復的司法の成果が不明と判断され、修復的司法が使用されにくくなっているという障壁も指摘されている。また、修復的司法が、少年事件及び財産犯罪に偏って使用されているのではないかとの指摘も存する。しかしながら、近年の研究によって、修復的司法が暴力犯罪において使用された場合、暴力犯罪の再犯を抑止するとの事実もまた判明している⁴⁶⁾。したがって、もしそのように再犯を抑止する

45) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 826.

46) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 826.

のに効果があるのであれば、修復的司法による刑事事件の処理件数を増加させていくことには合理性が認められるであろう。ただし、修復的司法による刑事事件の処理件数を増加する場合、法の運用者はもとより、被害者及びコミュニティの構成員の、修復的司法についての認識及び能力を向上させる必要性が生じるものと思われる。また、警察、検察、裁判、矯正の各段階における修復的司法プログラムの充実強化の必要性も生じるであろう⁴⁷⁾。

(5) 修復的司法に対する国民及び法の運用者の認識の高揚の必要性

修復的司法の充実と拡充を阻害する原因としては、修復的司法に対する国民及び法の運用者の意識の低さも指摘されている。すなわち、カナダにおいて、修復的司法についての国民間の対話及び討論が不足しており、そして、政府による修復的司法の必要性の認識も不足しているとの指摘である。そこで、この阻害原因に対しては、メディアを利用して修復的司法のキャンペーン等の広報活動を行うことが提案されている⁴⁸⁾。

(6) ネットワイドニング問題の研究の必要性

修復的司法の使用が謙抑的となる原因として、ネットワイドニングの問題も存する。すなわち、以前ならば、さまざまな猶予制度によって刑事司法制度に取り込まれなかったであろう加害者が、修復的司法によって取り込まれ無用なラベリングが生じているのではないかとの問題意識が、修復的司法の阻害原因となっているのではないかとの問題である。また、修復的司法プログラムの内容によっては、従来の刑事司法制度におけるよりも長い期間におけるコミュニティによる監督下に置かれるのではないかとの問題も、ネットワイドニングの問題の1つである。それ故に、この点の研究の必要性も指摘されている⁴⁹⁾。

47) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 826.

48) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 827.

49) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 827.

(7) 修復的司法と量刑との均衡問題の研究の必要性

修復的司法の使用が謙抑的となる原因としては、有罪判決による量刑と、修復的司法との均衡が取れていないとの問題意識も存する。すなわち、裁判所によって言い渡される判決と等しい重さ及び種類の制裁を、修復的司法は加害者に科すことができるかという問題である。この点も未解決であり、研究の必要性が指摘されているのである⁵⁰⁾。

(8) 修復的司法と先住民的司法との関係についての研究の必要性

修復的司法と先住民的司法との関係も争点となっている。この点、一方において、修復的司法は、先住民のコミュニティに対して、結局、西洋の刑罰理論を押し付けているに過ぎないものであるとの主張が存する。他方において、修復的司法は、先住民の実務慣行を整理し、体系化したものに過ぎないとの主張も存する⁵¹⁾。この点の理論的研究も必要であり、その場合、法律学及び社会学のみならず、文化人類学的視座をも必要とするであろう。

VIII. カナダにおける修復的司法に未来はある

以上の検討により、1974年、法の運用者による信念と情熱によって始まったカナダにおける修復的司法は、現在、刑事法典及び少年刑事司法法において導入され、刑事司法制度において重要な役割を担うに至っていることが判明した。そして、カナダの修復的司法に必要とされているものが、被害者の権利の充実強化、財政援助、データ収集、プログラムの充実強化、国民及び法の運用者の意識の高揚、ネットワイドニング及び量刑の均衡の問題の解決、並びに、学際的研究であることも明らかとなった。したがって、これらの必要とされているものを解決し、実現していくことによって、カナダ刑事司法制度における被害者政策としての修復的司法の将来的発展

50) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 827.

51) Tomporowski, Buck, Barga and Binder, *ibid.*, p. 827.

は期待できるとの帰結が導出されるのである。

それ故に、筆者は、カナダにおける修復的司法に未来はあるとの最終的結論に達した。

なお、カナダにおける修復的司法の進化のための阻害原因については、さらなる検討の余地が残されており、この点が本稿の限界であり、筆者の将来の課題として残る。